

バリフリ車減免特例延長

国交省税制改正要望 貸切バスも対象に

国土交通省は2019年度税制改正要望で、乗合バス・タクシーのバリアフリー仕様車両に減免している特例措置を2年間（19年4月～21年3月）延長するとともに、新たに貸切バスを対象に追加した。20年東京五輪・パラリンピックなどに向けた改正バリアフリー法が5月に成立し、貸切バス事業者も車いす乗降用リフト付き車両を導入する際、基準への適合が義務化されたため。8月31日、財務省、総務省に提出した。税が減免される車両はノンステップバスとリフト付きバス、ユニバーサルデザイン（UD）タクシーの3種。自動車重量税（国税）が初回分免除され、自動車取得税（地方税）は車両の取得価額から、ノンステップバス1000万円▽リフト付き・乗車定員30人以上650万円▽同・30人未満200万円▽UDタクシー100万円―を控除した額への課税に優遇される。高齢者・障害者輸送の確保を業界に促し、バリフリ法の数値目標の達成と五輪の成功につなげる。福祉・UDタクシー車両の導入目標は20年度2万8000台

で、16年度実績は1万5128台。乗合バスのノンステップ車導入目標は70%（16年度53・3%）、リフト付きは25%（同6%）となっている。

国交省はまた、乗合バス車両に対する自動車取得税の非課税措置を延長する。都道府県の条例で定める生活交通路線の運行車両が対象。

軽井沢スキーバス事故を受けた貸切バスの安全対策などの一環として、バス・トラックの先進安全自動車（ASV）システムの特例措置も継続する。自動車取得税を軽減し、取得価額か

らの控除額は「衝突被害軽減ブレーキ」と「車両安定性制御装置」が350万円、「車線逸脱警報装置」が175万円、複数搭載する場合は最大525万円。装着義務化までの間、特に大型車への早期の普及を促進する。

いずれも、来年10月に消費税が10%に引き上げられ、伴って自動車取得税が廃止された場合、自動車税（地方税）の「環境性能割」の特例として切り替える方針。「車体課税」全般の見直しは、簡素化、グリーン化など17年度与党税制改正大綱に沿って進める。